算式の符号

A　測定単位の数値

B_{15}　平成 15 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（地方特定河川等環境整備事業に係るもの及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$C_{15} = 0.006$

D_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの及び平成 15 年度から平成 17 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額に相当する額

$E_{15} = 0.006$

$E_{16} = 0.003$

E_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

F_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額（平成 15 年度から平成 17 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

$G_{15} = 0.009$

$G_{16} = 0.005$

G_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.020

算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（地方特定河川等環境整備事業に係るもの及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

C_{14}　ア　平成 14 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 14 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

$C_{15} = 0.006$

D_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの並びに平成 14 年度から平成 17 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額に相当する額

E_{14}　ア　平成 14 年度市場公募都市に係るもの　0.019

イ　平成 14 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

$E_{15} = 0.006$

$E_{16} = 0.003$

E_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

F_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額（平成 14 年度から平成 17 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

G_{14}　ア　平成 14 年度市場公募都市に係るもの　0.032

イ　平成 14 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.032

$G_{15} = 0.010$

$G_{16} = 0.005$

G_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.020